

市民参加実施予定シート

予 定
令和2年4月1日時点

担当課(指導課・生涯学習課)

1 市民参加の手続 実施予定について

通称	流山市の中期的な教育の方向性を示した計画	市が考える 市民等への影響	<メリット> ・流山市の教育や生涯学習について、中期的な考え方や施策を知り、家庭・学校・地域・行政の連携強化につなげる。 ・子育て世代の流入が増加傾向にあり、市の教育に関心が高まっており、流山市の教育について広く周知することができる。 <デメリット> ・特に無し
名称	流山市教育振興基本計画		
概要	・流山市の教育について、現状や課題を踏まえ、中期的な目標や施策について方向性を示すにあたり、基本的な考え方を市民の方々の意見を取り入れながら策定するものである。 ・本年度で目標年度が終了する「流山市生涯学習推進基本構想」は新たに策定せず、構想の内容を本計画に盛り込む。		

(1)市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの（条例第5条第1項及び第4項）		市民参加の手続を実施しないもの（第5条第2項の規定）
<input checked="" type="checkbox"/>	(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/> (1)轻易なもの
<input type="checkbox"/>	(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/> (2)緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/> (3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
<input type="checkbox"/>	(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

(2)市民参加の手法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）					
実施方法		実施予定期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由
<input checked="" type="checkbox"/>	審議会等	R1/7月～R1/10月	公募による市民を含む審議会委員	生涯学習審議会	<パブコメ> ・素案を広く周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できると考えたため。 <保護者意見交換会> ・児童・生徒の保護者代表であるPTA本部役員からPTA連絡協議会にて意見交換会を行い、教育に身近な方から意見を聴取できると考えたため。 <生涯学習審議会> ・生涯学習の推進について諮詢・答申により意見を伺うため。
	パブリックコメント手続	R1/9/1～R1/9/30	全市民等	特に無し	
	意見交換会	R1/7/5	保護者（PTA本部役員）	PTA連絡協議会	
	公聴会				
	政策提案制度				
	その他				

(3)市民参加のスケジュール(予定)

平成30年度		令和元年度											令和2年度		
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
					7/5 意見交換会										

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
パブリックコメント	R1/9/1～R1/9/30	市民の皆様にわかりやすくするため、流山市総合計画基本構想・基本計画(素案)のパブリックコメントと同時に実施する。			
審議会等	R1/7月～R1/10月	開催日が確定したため。			